

重点施策 [4] 権利擁護の推進に関する取組

取り組む方向性 1 暮らしをまもる

- 権利擁護支援の中核機関の設置 【取組1)②】（継続）
 - ・平成25年度から運営してきた「堺市権利擁護サポートセンター」（堺市社会福祉協議会への委託事業）を中核機関として位置付けた。
- 地域連携ネットワーク協議会の設置 【取組1)①、取組2)②、取組3)④】（継続）
 - ・「堺市権利擁護サポートセンター運営委員会」を基礎として、権利擁護に関するテーマごとの課題について協議する場である「地域連携ネットワーク協議会」を令和2年度に立ち上げた。

令和3年度実施状況

開催日：令和3年11月5日（金）10時～11時30分

場所：堺市総合福祉会館

内容：（1）成年後見制度利用促進基本計画に基づく「協議会」について
（2）「協議会」に関するこれまでの議論について
（3）堺市地域連携ネットワーク協議会のあり方について
（4）来年度計画について

参加機関：学識者、大阪弁護士会、大阪司法書士会、
大阪社会福祉士会、高齢者支援機関、障害者支援機関、
地域福祉支援機関、成年後見活動機関、行政機関



重点施策 [4] 権利擁護の推進に関する取組

- 権利擁護サポートセンター運営委員会
 - (1) 権利擁護サポートセンターの事業計画及び事業報告に関すること
 - (2) センターの事業運営及び評価に関すること
 - (3) センターの役割及び機能に関すること
- 地域連携ネットワーク協議会
 - (1) 権利擁護支援システムの推進に関する調査及び研究に関すること
 - (2) 権利擁護支援ネットワークの構築に関すること
 - (3) 各種専門職団体・関係機関の協力や連携強化の協議

○「運営委員会」と「協議会」とで役割を明確化。

○各要綱や要領の内容整理。

第1回 運営委員会

・前年度実績報告

業務実施

第2回 運営委員会

・次年度実施計画

第1回 協議会 (6月頃)

- ・権利擁護に関する課題の検討
- ・ワーキングチームの構築
(事務局：堺市・権利擁護サポートセンター)

ワーキングチーム (随時)

- ・課題の整理や解決に向けた方法の検討
- ・ゲストスピーカーの調整 等
(事務局：堺市・権利擁護サポートセンター)

第2回 協議会 (3月頃)

- ・ワーキングチームからの報告
- ・報告を受け、当該課題について議論
(事務局：堺市・権利擁護サポートセンター)

○ 協議会委員は、諸団体で考えている権利擁護に関する課題や堺市全体における権利擁護支援に関する課題を提起、検討。

○ 協議会で提起された課題について、検討を進めていくべきメンバーを選出し、チームを構成。

重点施策 [4] 権利擁護の推進に関する取組

取り組む方向性 1 暮らしをまもる

○権利擁護サポートセンターによる相談支援の実施【取組3)②】（継続）

・「堺市権利擁護サポートセンター」において、権利擁護相談を実施

	新規相談件数	支援/対応回数	法律職受任件数
令和3年4～11月実績 (速報値)	181件	3,811件	38件
令和2年度実績	377件	7,315件	76件
令和元年度実績	329件	4,014件	58件

(参考) 令和2年度における新規相談の状況

行政区別	件数	行政区別	件数	相談経路	件数	相談経路	件数
堺区	92件	北区	41件	本人	7件	障害者基幹相談支援C	28件
中区	49件	美原区	18件	家族・知人	42件	障害事業所	15件
東区	33件	区不明	9件	社協	21件	医療機関	15件
西区	69件	市外	2件	基幹型包括支援C	41件	行政機関	38件
南区	64件	合計	377件	地域包括支援C	139件	法律職・その他	8件
				介護事業所	23件	合計	377件

重点施策 [4] 権利擁護の推進に関する取組

取り組む方向性 1 暮らしをまもる

○市民後見人の養成とサポート【取組3)③】（継続）

・市民後見人の養成と活動への支援を実施

市民後見人 養成（年度）	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
受講者（基礎講習）	56	31	21	16	15	13	5	23	23
市民後見人バンク 登録者（各年度末時点）	-	30	42	56	57	64	71	59	68
選任確定件数	-	2	4	5	8	10	5	1	2

※R3年度については、11月末時点での速報値

市民後見人に対する 支援（年度）	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
専門相談件数	-	10	18	24	53	68	74	49	34
センター対応件数	-	127	151	317	438	1799	1687	1214	1322

※R3年度については、11月末時点での速報値



市民後見人
案内パンフレット

重点施策 [4] 権利擁護の推進に関する取組

取り組む方向性 1 暮らしをまもる

○市民後見人の養成とサポート 【取組3)③】 (継続)

- ・市民後見人の養成に関する大阪府域におけるカリキュラムの再検討

時期	検討経過
6月	大阪府・大阪市・堺市・学識者・大阪弁護士会 ・大阪司法書士会・大阪社会福祉士会とで協議
7月	大阪府・大阪市・堺市の各社会福祉協議会で協議
8月	大阪府・大阪市・堺市の各社会福祉協議会で協議
10月	第1回カリキュラム検討ワーキング
	大阪府・大阪市・堺市の各社会福祉協議会で検討
11月	大阪府・大阪市・堺市の各社会福祉協議会で検討
	第2回カリキュラム検討ワーキング
12月	大阪府・大阪市・堺市の各社会福祉協議会で検討
	第3回カリキュラム検討ワーキング

検討ワーキング参加者：
学識経験者、大阪弁護士会、
大阪司法書士会、大阪社会福
祉士会、大阪府、大阪府社協、
大阪市、大阪市社協、堺市、
堺市社協

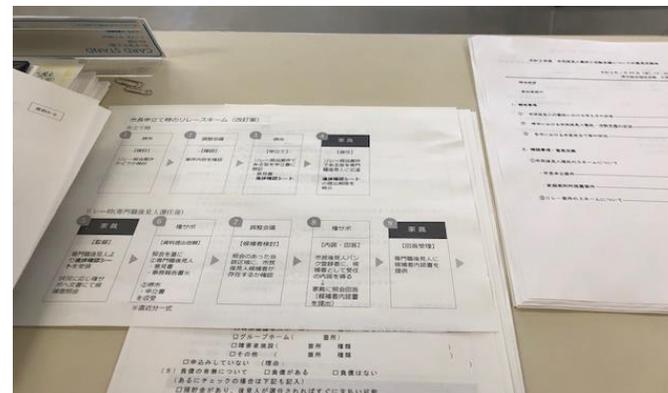
令和4年度に新カリキュラム
での市民後見人養成講座
実施に向け、大阪府・大阪
市・堺市の各社会福祉協
議会の担当者と継続的に
協議予定。

重点施策 [4] 権利擁護の推進に関する取組

取り組む方向性 1 暮らしをまもる

○大阪家庭裁判所堺支部との意見交換会【取組1)①、取組3)③】(継続)

- ・市民後見人養成と活動支援に関する意見交換会を実施（令和4年1月31日実施）。
- ・市民後見人バンク登録が始まった平成26年度から、継続的に実施。
- ・今年度は、市民後見人選任の仕組みや家庭裁判所と中核機関（権利擁護サポートセンター）との連携について意見交換。



※写真は昨年度のものです。

重点施策 [4] 権利擁護の推進に関する取組

取り組む方向性 1 暮らしをまもる

○日常生活自立支援事業【取組3)⑤】(継続)

- ・社会福祉法第2条第3項に規定される第二種社会福祉事業であり、認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方が、自立した地域生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う事業
- ・社会福祉法第81条の規定により、堺市社会福祉協議会が実施。

・令和2年度における契約締結件数

	認知症 高齢者	知的 障害者	精神 障害者	その他	合計
契約件数	15件	9件	9件	2件	35件
解約件数	34件	18件	10件	1件	63件
年度末時点の契約数	105件	174件	148件	10件	437件

- ・令和2年度における日常的な金銭管理サービスの実施状況…8,627回

重点施策 [4] 権利擁護の推進に関する取組

○今後の課題・取組

◎権利擁護サポートセンターの機能と体制の充実【取組1)②、取組3)②・③】

- ・地域での相談支援の充実と連携の強化
- ・親族後見人への支援
- ・法人後見の促進

◎効果的な啓発・広報【取組3)①】